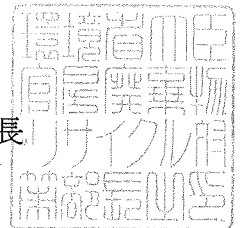


環廃産発第1703316号
平成29年3月31日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行うよう御指導いただいていたところですが、今般、環境省において別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。改訂の概要については、別紙のとおりです。

貴都道府県・政令市におかれましては、改めて本マニュアルを管内市町村、特別産業廃棄物処理業者等の関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き貴管轄下の感染性廃棄物の適正処理の確保に努めるようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

